第 百 九 + 八 一号議 案

東 京 都市 計 画 事 業 亀 戸 大島 小 松 Ш 第  $\equiv$ 地 X 第二 種 市 街 地 再 開 発 事 業 施 行 規 程 0) 部 を 改正 する条

右 0) 議 案を 提 出 す る。

令 和 元年十二月三日

合

子

池 百

提 出 者 東 京 都 知 事 小

東 京都 市 計 画 事 業 亀 戸 大島 小 松川 第三 地 X 第二 種 市 街 地 再 開 発 事 業 施 行 規 程 昭 和 五. + 九 年 東京 **小都条例** 第六十 号) 0)

部 を次のように改 正 止する。

東

京

都

市

計

画

事

業

亀

戸

大島

小

松

Ш

第三

地区

第二

種

市

街

地

再

開

発

事

業

施

行

規

程

0)

部

を 改正

する

条例

るまでの」 十三条第 に改 め、 項 中 同 項各 次に 号を削 掲 げ Š b) を 同 禁 条第二 錮 以 項 上 中 0) 刑 前 13 項 処 各号 せ 5 0) れ そ を 0) 執 前 行 を終 項 に改める。 わるまで又は そ の執行を受けることがなくな

附 則

0) 条例 は 公 布 0  $\exists$ か 5 施 行 ごする。

提 案 理 由

東 京都 市 計 画事 業 亀 戸 大島 小 松川第三地 区第 工 X 市 街 地 再開発審 査会等の 委員 0) 欠格 事 由に係る規定を改める必要が

ある

第 百 九 + 号 議 案 程東 の京 が一部を改一部を改一 近事業亀 条戸例・ 大島 小松川第三地区第二 種 市 街 地再 開 発事業施行

規